

家庭訪問相談のご案内

千葉市教育センター

1 家庭訪問相談とは

家庭内にひきこもりがちな不登校児童生徒や病気による長期欠席の児童生徒のために、家庭を訪問し、個々の状況に応じた教育相談を実施し、心のケアを行います。

学校と教育センターが協力して児童生徒や保護者の支援にあたり、ライトポートなどへつなげ、集団生活への復帰や社会的自立を目指します。

これからの自分、新たな自分
みつかると、さがせるきっと

2 訪問内容

訪問について⇒お子さんの状況に合わせて訪問日を決定します。1回2時間を最長とします。

訪問場所 ⇒家庭または近くの公園・学校・教育センター・ライトポート・病院など

訪問の内容 ⇒教育相談（おしゃべりやゲームを中心に対人関係を築いていきます）

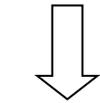
3 訪問までの手順

※ 学校の窓口は、教頭です。

学校での協議

学校と保護者とで今後の支援について十分協議します。本人および保護者が家庭訪問相談を希望する場合は以下に進みます。

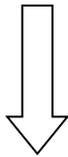
（来所相談を併せて実施すると、より効果的な支援ができます。来所するのは保護者だけでも結構です。）



申し込み

学校が教育センターに申し込みます。学校は以下の書類を教育センターに提出します。

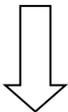
- ・「家庭訪問相談員派遣申込書」 ⇒保護者記入
- ・「訪問相談資料」 ⇒保護者記入
- ・「教育相談のためのサポートシート」 ⇒保護者記入
- ・「家庭訪問相談員派遣要請書」 ⇒担任・校長記入



学校打ち合わせ

指導主事・家庭訪問担当者と学校（校長か教頭・学級担任）とで、学校または教育センターで打ち合わせを行います。

- ・家庭訪問相談の説明、および家庭訪問担当者の紹介
- ・これまでの学校の関わりや家庭の様子についての協議



保護者打ち合わせ

指導主事・家庭訪問担当者と保護者が、学校か教育センターで情報共有を行います。

- ・家庭訪問についての説明
- ・家庭での様子について



家庭訪問相談開始

家庭訪問担当者が訪問します。

- ・「訪問相談の決定について」の文書を学校に送付

4 その他

- ・ 問い合わせ先 千葉市教育センター 電話：255-3702